

全国で広がる憲法運動

◆特集にあたって

(1) 国際社会で市民が果たした平和創造の重要性

第二次世界大戦やアジア・太平洋戦争の際、ドイツは「ホロコースト」等の「残虐行為」を行なった。「日本軍による中国占領は、ドイツによる東欧の征服支配と同様に悪質(vicious)」であり、一九三七年度の「南京事件」で、日本軍は多くの市民や「数え切れないほどの女性」を強姦した。さらに「中国、朝鮮、フィリピンなどの女性を強制的に売春させるための施設を設立した」。こうした非人道的な行為に対し、「人権はドイツ、イタリア、日本の戦争時の残虐行為に対して闘争する同盟国のスローガンとなった」(David Weissbrodt and Connie de la Vega, *International Human Rights Law Introduction*, University of Pennsylvania Press, 2007, P.21-22)。ただ、実際に戦争終結が近づき、国連創設の動きが始まると、これらの国々は「人権」を口にしなくなった。というのも、アメリカは人種差別問題、イギリスやフランスは植民地支配、ソ連は自国及び東欧諸国の反社会主義体制運動への弾圧と粛清、中国は内戦といった人権問題を抱えていたからである(芦田健太郎・葉師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法』(信山社、二〇一七年、一三三頁))。ところが「ダンバートン・オークス提案」での貧弱な人権関連規定に強く失望した民間団体が力強い運動を展開した結果、国連憲章の基本

目的の一つとして「人権」が挙げられた。

国際社会での人権の発展と平和構築に関して市民が果たした役割はここで終わらない。「世界人権宣言」(一九四八年)、「拷問等禁止条約」(一九八四年)、「子どもの権利条約」(一九八七年)、「対人地雷全面禁止条約」(一九九七年)、「クラスター爆弾禁止条約」(二〇〇八年)、「障がい者の権利条約」(二〇〇七年)、「平和への権利宣言」(二〇一六年)、「核兵器禁止条約」(二〇一七年)成立にも市民は大きな役割を果たした。ICANは核兵器禁止条約成立に貢献したとしてノーベル平和賞を受賞した。国



連事務次長の中満泉氏は、市民社会の声が大きくなうねりとなって核兵器禁止条約につながったと述べている。

(2) 日本での市民活動の重要性

市民活動の重要性は日本国内でも確認できる。二〇二〇年五月、安倍自公政権は政治家が犯罪を犯しても裁かれない可能性が出る「改正検察庁法案」をコロナ禍のどさくさにまぎれて成立させようとした。この法案は多くの市民や著名人による「ツイッターデモ」等の結果、廃案に追い込まれた。二〇二二年の改正入管法案も大きな反対運動の



結果、断念に追い込まれた。市民運動が政治に重要な影響を及ぼすことも少なくない。

ここで目を転じて自民党の動きを紹介する。二〇一八年一月一日、自民党憲法改正推進本部の会合で下村博文憲法改正推進本部長が「気運を高めるための仕事をする」と強調した。全国二八九の衆議院選挙区ごとに推進本部を設け、各地で憲法の学習会を開くように要求した。二〇一九年一月二七日にも下村氏は同様の発言をした。ただ、下村氏の発言のように自民党は憲法改正にむけた活動を展開できなかった。そこで二〇二二年二月一日、自民党は憲法集会を全国展開する運動をはじめた。運動の具体的内容として、国会議員に地元での集会開催を求めた。各地への講師派遣や会場費用補助等も支援することにした。「小さな学習会」は意味がない旨の発言がされることもあるが、学習会も重要だと政権与党である自民党も位置付けていることは注目されてよい。

高校生平和大使のスローガンである「微力であるけど無力でない」であり、地域の地道な活動は「平和創造」に大きな役割を果たす。そのうえ、他の団体の運動から学ぶことは決して少なくない。さまざまな市民運動の実態を知ることが、市民運動に携わる人たちにとって励みにもなる。お互いの運動の存在や活動を知る有益性にかんがみ、それぞれの市民運動を紹介するのが今回の企画である。とくに現在、「敵基地攻撃論」や「核シェアリング論」の台頭、何より「憲法改正」の動きが加速している。こうした現状を踏まえると、「平和」を守るためには、いまこそ活発な市民運動が求められる。紙幅の関係で本企画に寄せていただいた三〇の各運動への言及は断念したが、それぞれの運動には工夫と、そして何より「情熱」が感じられる。本企画を通じてさまざまな市民の多様なとりくみに触れてほしい。掲載は、都道府県、北から南の順とした。